

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2014年6月20日
【会社名】	伊藤忠エネクス株式会社
【英訳名】	ITOCHU ENEX CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岡田 賢二
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門二丁目10番1号
【電話番号】	03(6327)8010
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 高村 直彦
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門二丁目10番1号
【電話番号】	03(6327)8010
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 高村 直彦
【縦覧に供する場所】	伊藤忠エネクス株式会社カーライフ事業本部中部支店 (名古屋市中区錦一丁目5番11号) 伊藤忠エネクス株式会社カーライフ事業本部関西支店 (大阪市淀川区西宮原二丁目1番3号) 伊藤忠エネクス株式会社カーライフ事業本部九州支店 (福岡市博多区綱場町4番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 上記の九州支店は、金融商品取引法に規定する縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜を考慮して、縦覧に供する場所としております。

1【提出理由】

2014年6月19日開催の当社第54回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2014年6月19日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金12円

総額1,355,893,092円

第2号議案 定款一部変更の件

定款を以下のとおり、一部変更する。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2条(目的) 当社は次の業務を営むことを目的とする。 1. ~ 23. < 条文省略 ></p> <p>24. 電気事業法に基づく電力の販売、自動車等への電気の供給ならびに充電設備の販売、斡旋およびリース業</p> <p>25. ~ 38. < 条文省略 ></p> <p>< 新設 ></p> <p>第20条(取締役会規程) 前三条のほか、取締役会に関する事項については取締役会で定める取締役会規程による。</p> <p>第21条 ~ 第25条 < 条文省略 ></p>	<p>第2条(目的) 当社は次の業務を営むことを目的とする。 1. ~ 23. < 現行どおり ></p> <p>24. 電気事業法に基づく電力の販売および製造、自動車等への電気の供給ならびに充電設備の販売、斡旋およびリース業</p> <p>25. ~ 38. < 現行どおり ></p> <p>第20条(取締役の責任免除) <u>当社は、取締役(取締役であった者を含む。)</u>の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、<u>取締役会の決議によって、法令の定める範囲内で免除することができる。</u> 当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、<u>法令の定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第21条(取締役会規程) 前四条のほか、取締役会に関する事項については取締役会で定める取締役会規程による。</p> <p>第22条 ~ 第26条 < 現行どおり ></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">< 新設 ></p> <p>第26条（監査役会規程） 前二条のほか、監査役会に関する事項については監査役会で定める監査役会規程による。</p> <p>第27条（執行役員） 当社の執行役員は20名以内とし、取締役会の決議において選任する。</p> <p>第28条～第32条< 条文省略 ></p>	<p>第27条（監査役の責任免除） 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める範囲内で免除することができる。 当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>第28条（監査役会規程） 前三条のほか、監査役会に関する事項については監査役会で定める監査役会規程による。</p> <p>第29条（執行役員） 当社の執行役員は25名以内とし、取締役会の決議において選任する。</p> <p>第30条～第34条< 現行どおり ></p>

第3号議案 取締役4名選任の件

取締役として、高坂正彦、田中雅康、中村司、安田貴志を選任する。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役として、高木正信、小島久昌、河合利治を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	994,489	346	37	(注)1	可決99.96%
第2号議案 定款一部変更の件	983,556	11,269	37	(注)2	可決98.86%
第3号議案 取締役4名選任の件					
高坂 正彦	985,029	9,806	37	(注)3	可決99.01%
田中 雅康	984,886	9,949	37	(注)3	可決99.00%
中村 司	978,023	16,812	37	(注)3	可決98.31%
安田 貴志	916,227	78,608	37	(注)3	可決92.09%
第4号議案 監査役3名選任の件					
高木 正信	961,929	32,906	37	(注)3	可決96.69%
小島 久昌	840,523	154,312	37	(注)3	可決84.49%
河合 利治	993,095	1,740	37	(注)3	可決99.82%

(注) 各議案の可決要件は次のとおりです。

1. 第1号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成によります。
2. 第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。
3. 第3号議案及び第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分により、全ての議案は可決要件を満たしたことから、本総会当日出席株主の賛成、反対及び棄権に係る議決権の数は加算しておりません。

以上